

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(抜粋)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (21) 略</p> <p>(22) 「空き家活用促進事業」とは、空き家住宅又は空き建築物を対象に市町村が<u>行う</u>耐震改修工事、断熱改修工事、バリアフリー工事及びトイレの水洗化工事等（以下「改修工事」という。）を<u>実施し</u>、公的住宅として再生・活用する事業をいう。</p> <p>(23) ～ (27) 略</p> <p>(28) 「空き家対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が第2号の事業の加速化を図るために行う、空き家住宅の調査及び実態を把握する事業をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(22) 「空き家活用促進事業」とは、空き家住宅又は空き建築物を対象に市町村が耐震改修工事、断熱改修工事、バリアフリー工事及びトイレの水洗化工事等（以下「改修工事」という。）を<u>行い</u>、公的住宅として再生・活用する事業をいう。</p> <p>(28) 「空き家対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が第2号<u>及び次</u>の事業の加速化を図るために行う、空き家住宅の調査及び実態を把握する事業をいう。</p> <p><u>(29) 「空き家活用費補助事業」とは、空き家住宅または空き建築物の改修設計、改修工事等に要する費用の一部を当該空き家住宅及び空き建築物の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</u></p>

旧	新
<p>(補助目的及び補助対象経費等)</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅又は建築物を対象に市町村が行う木造住宅耐震化促進事業、非木造住宅耐震化促進事業、住宅耐震改修緊急支援事業、コンクリートブロック塀耐震対策事業、老朽住宅等除却事業、空き家活用促進事業、住宅耐震対策市町村緊急支援事業<u>及び</u>住宅段階的耐震改修支援事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第2に、住宅段階的耐震改修支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、老朽住宅等除却事業については別表第6に、空き家活用促進事業については別表第7に、住宅耐震対策市町村緊急支援事業については別表第8に、空き家対策市町村緊急支援事業については別表第9に定めるとおりする。</p>	<p>(補助目的及び補助対象経費等)</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅又は建築物を対象に市町村が行う木造住宅耐震化促進事業、非木造住宅耐震化促進事業、住宅耐震改修緊急支援事業、コンクリートブロック塀耐震対策事業、老朽住宅等除却事業、空き家活用促進事業、住宅耐震対策市町村緊急支援事業、<u>住宅段階的耐震改修支援事業、<u>空き家対策市町村緊急支援事業及び空き家活用費補助事業</u></u>について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第2に、住宅段階的耐震改修支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、老朽住宅等除却事業については別表第6に、空き家活用促進事業については別表第7に、住宅耐震対策市町村緊急支援事業については別表第8に、<u>空き家活用費補助事業については別表第10</u>に定めるとおりする。</p>

旧		新	
別表第7（第3条関係）		別表第7（第3条関係）	
補助事業名	空き家活用促進事業	補助事業名	空き家活用促進事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
補助対象経費	市町村が所有又は借家する空き家住宅（公営住宅を除く。）及び空き建築物を、公的住宅として再生・活用するために行う <u>耐震診断</u> 、改修設計、改修工事等に要する経費	補助対象経費	市町村が所有する又は借り受ける空き家住宅（公営住宅を除く。）及び空き建築物を、公的住宅として再生・活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額		限度額
	9,000,000円／戸 (ただし、こうち健康・省エネ住宅として再生する場合は、10,000,000円／戸)		9,324,000円／戸 (ただし、こうち健康・省エネ住宅として再生する場合は、10,000,000円／戸)
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの	補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①耐震診断の結果、又は耐震改修工事の実施後、上部構造評点が1.0以上のもの		①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの
	②耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上であり耐震改修工事を実施する必要がない場合にあっては、住宅の断熱化、高齢化対応、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事（注）を実施するもの ア 断熱改修工事 イ バリアフリー工事 ウ トイレの水洗化工事		②耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上である等、耐震改修工事を実施する必要がない場合にあっては、住宅の断熱化、高齢化対応、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事（注）を実施するもの ア 断熱改修工事 イ バリアフリー工事 ウ トイレの水洗化工事
	③借家する空き家住宅又は空き建築物については、事業完了後、補助事業者が住宅として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの		③借り受ける空き家住宅又は空き建築物については、事業完了後、補助事業者が住宅として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの
	④対象となる空き家住宅又は空き建築物に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。		④対象となる空き家住宅又は空き建築物に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。
補助率	4分の1以内	補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
(注) 改修工事は、別添の空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする。		(注) 改修工事は、別添の空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする。	

旧

別表第8（第3条関係）

補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業	
補助事業者	市町村	
補助対象経費	既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進、出張説明会、耐震診断に係る所有者負担費用の無料化並びに耐震改修設計、耐震改修工事及びコンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減に要する経費。ただし、耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減に要する経費については、高齢者や低所得者等(注)である所有者負担費用の軽減に要する経費に限る。	
	事業別限度額	
	戸別訪問	3,800円/戸 (ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。)
	地区カルテの作成	2,600円/戸
	耐震化率の向上に寄与する住み替え促進に要する費用 (委託料等の合計)	12,000,000円
	出張説明会	30,000円/回
	耐震診断に係る所有者負担費用の無料化	5,000円/棟
	耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	237,000円/棟
	耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	600,000円/棟
	コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	195,000円/件
ただし、上記によりがたい場合は個別に協議して定めるものとする。		
補助要件	戸別訪問以外の事業については、戸別訪問を行う又は行った市町村であって、南海トラフ地震による死者数ゼロを目指すための取り組みを実施するもの	
補助率	4分の1以内 ただし、耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費については4分の3以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	

(注) 高齢者や低所得者等とは、65歳以上の者、65歳以上の者を含む世帯の者、収入分位40%以下の世帯の者及びその他市町村長が耐震改修工事に係る負担の軽減が必要と認める者をいう。

新

別表第8（第3条関係）

補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業	
補助事業者	市町村	
補助対象経費	既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進、出張説明会、耐震診断に係る所有者負担費用の無料化並びに耐震改修設計、耐震改修工事及びコンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減に要する経費。ただし、耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減に要する経費については、高齢者や低所得者等(注)である所有者負担費用の軽減に要する経費に限る。	
	事業別限度額	
	戸別訪問	3,800円/戸 (ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。)
	地区カルテの作成	2,600円/戸
	耐震化率の向上に寄与する住み替え促進に要する費用 (委託料等の合計)	12,000,000円
	出張説明会	30,000円/回
	耐震診断に係る所有者負担費用の無料化	5,000円/棟
	耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	237,000円/棟
	耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	600,000円/棟
	コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	195,000円/件
ただし、上記によりがたい場合は個別に協議して定めるものとする。		
補助要件	戸別訪問以外の事業については、戸別訪問を行う又は行った市町村であって、南海トラフ地震による死者数ゼロを目指すための取り組みを実施するもの	
補助率	4分の1以内 ただし、耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費については4分の3以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	

(注) 高齢者や低所得者等とは、65歳以上の者、65歳以上の者を含む世帯の者、収入分位40%以下の世帯の者又はその他市町村長が耐震改修工事に係る負担の軽減が必要と認める者をいう。

旧

別表第9（第3条関係）

補助事業名	空き家対策市町村緊急支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家対策の加速化を図るために市町村が実施する空き家住宅の調査及び実態を把握するために要する経費。 （ただし、住宅耐震対策市町村緊急支援事業で実施する「戸別訪問」及び「地区カルテの作成」に要する経費を除く。）
	限度額
	860円/戸
補助要件	空き家活用促進事業を計画的かつ効果的に実施するために行うもの。
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

新

別表第9（第3条関係）

補助事業名	空き家対策市町村緊急支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家対策の加速化を図るために市町村が実施する空き家住宅の調査及び実態を把握するために要する経費。 （ただし、住宅耐震対策市町村緊急支援事業で実施する「戸別訪問」及び「地区カルテの作成」に要する経費を除く。）
	限度額
	100,000円/戸
補助要件	空き家活用促進事業を計画的かつ効果的に実施するために行うもの。
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

旧

新

別表第10（第3条関係）

補助事業名	空き家活用費補助事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家住宅又は空き建築物の所有者、その所有者から住宅を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（※1）が実施する、住宅確保要支援者（※2）が居住するための住宅への改修に要する経費（設計費を含む。）
	限度額
	1,824,000円/戸
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの。 ②個人が所有する空き家住宅又は空き建築物であること。 ③当該事業により改修を行う空き家住宅及び空き建築物については、補助事業完了後10年以上、住宅確保要配慮者等の居住の用に供し、事業終了後直ちに居住の用に供しない場合は、空き家バンク等（※3）に登録するもの。 ④空き家住宅又は空き建築物を借り受ける者が空き家住宅又は空き建築物の改修を行う場合は、所有者と改修工事の同意及び原状回復義務の免除について確認されたもの。 ⑤対象となる空き家住宅又は空き建築物に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。
補助率	3分の1以内かつ市町村の負担する額以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

※1）空き家住宅又は空き建築物の所有者から建物を借り受ける特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要支援者への居住支援をしている団体（任意団体を除く。）

※2）「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）や高知県への移住希望者等、市町村が住宅確保にあたって支援を要すると認める者（住宅確保要配慮者と併せて、以下「住宅確保要支援者」という。）

※3）高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク※（a）又は「高知で暮らす。お家を探すねっと」※（b）

※（a） 地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネット等を通じて提供する制度。

※（b） 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部、公益社団法人高知県地建物取引業協会、高知県内の市町村及び高知県が協力し、高知県内の市町村へ移住を希望する人向けに、空き家等の不動産情報を集めて発信するための専用ホームページ。